

委託仕様書

1 件名

令和8年度マンション居住者向け充電設備導入促進事業・充電設備導入促進マンションアドバイザー派遣事業

2 目的

電気自動車（以下「EV」という。）の普及拡大に向けて、住宅における充電インフラの整備が不可欠であるが、既築分譲マンションでは充電設備の設置に住民の合意形成が必要であることなどから、導入があまり進んでいない。

岡山県では、充電設備の導入に係る費用を補助する事業を実施している。また、近年では民間の充電事業者において、簡便に充電設備の設置・運用が可能なサービスが提供され始めているが、このような情報が集合住宅の管理組合や住民に十分に伝わっていないことが、導入が進まない一つの要因と考えられる。

既築分譲マンションの管理組合や住民に対する普及啓発を行うとともに、充電設備の設置について専門家（アドバイザー）を派遣し、情報提供等を行うことで、既築分譲マンションにおける導入を加速させていく。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

岡山県（以下、「県」という。）が指定する場所

5 経費の上限

（1）マンション居住者向け充電設備導入促進事業

5,584,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※事業の実施に係る一切の経費を含む

（2）充電設備導入促進マンションアドバイザー派遣事業

2,420,000円以内（専門家派遣1回当たり96,800円）（消費税及び地方消費税を含む。）

※派遣時に必要となる説明用資料の作成、印刷、交通費等の一切の経費を含む。

6 委託内容

（1）マンション居住者向け充電設備導入促進事業

①既築分譲マンションへの充電設備導入に向けて必要な情報をまとめたリーフレットの制作

既築分譲マンションの住民がマンション駐車場に充電設備を導入する上で、マンション管理組合等への提案の際に必要な情報をまとめたリーフレットを

制作すること。

ア 作成期限

令和8年8月末日

イ 作成方法

リーフレットの内容について提案し、県と協議の上、完成させること。

ウ リーフレットの内容

- ・理事会への提案から充電設備設置までのモデルスケジュール
- ・充電設備の導入に当たり活用できる補助金の情報
- ・電気自動車に関する情報
- ・その他マンション管理組合等への提案を行うにあたり有効な資料
マンション管理会社等の協力を得て、地元マンションにおける先行導入事例を掲載すること。

エ その他

リーフレットはマンションの住民が加工することなくそのまま活用できるよう、内容及びデザイン等を工夫すること。

②セミナー&無料相談会の実施

マンション管理組合及びマンション管理会社を対象に、既築分譲マンションへの充電設備の導入に向けたセミナー&無料相談会を1回実施すること。

ア 時期

令和8年9月から10月頃

なお、開催日は土・日を基本とし、開催時間は半日程度とする。

イ 場所

- ・岡山市内とする。なお、会場の選定に当たっては、セミナー&無料相談会の実施内容や会場設営等を踏まえ、県と協議の上決定すること。
会場は、事前準備及び撤収作業の時間を踏まえて、十分な時間を確保すること。会場使用料は受託者が負担すること。

ウ 参加者（想定）

- ・充電事業者 5～7社程度
- ・マンション管理会社 数社程度
- ・マンション管理組合関係者 数十人程度

エ 案内・参加者受付

- ・受託者を差出人とし、700件程度（県内一円に送付を想定）のマンション管理組合に案内を行うこと。なお、送付先リストは受託者が作成すること。
- ・送付用及び返信用の封筒は県が支給し、印刷・発送等にかかる経費は受託者が負担すること。
- ・受託者が参加申込等の返信用郵便の料金受取人払いの承認申請事務を行うこと。

- ・Webによる参加申込を可能とし、受付用のWebページを作成すること。

オ 広報

- ・マンション管理組合関係者の来場の確保に向けて効果的な広報を実施することとし、提案書に明記すること。

カ 内容

(i) 企画

- ・2部構成とすること。
- ・第1部は、有識者による既築分譲マンションへの充電設備導入に向けた具体的なノウハウの説明と充電事業者のサービス内容等をプレゼンするプログラムとすること。有識者による説明は60分程度、充電事業者によるプレゼンの時間は5～10分程度/社とする。なお、説明及びプレゼンを行う有識者及び充電事業者の候補は受託者が選定し、県と協議の上、決定すること。
- ・第2部は、各充電事業者とマンション管理組合関係者との相談会とすること。また、同時に県と参加者との質疑応答を実施すること。

(ii) 会場設営

- ・会場レイアウトの検討、会場の設営・撤去、備品の調達等を行うこと。
- ・プレゼンテーション用に演台、操作用PC、プロジェクター、スクリーン等の機器を設置すること。
- ・第2部では、相談会用に充電事業者ごとのブースを設置すること。
- ・第2部の相談会用のブースに加え、県と参加者の質疑応答や参加者が資料確認等のできる区画を準備すること。

(iii) 運営

<事前>

- ・会場使用に係る施設管理者との必要な調整を行うこと。
- ・事務局を設置し、マンション管理組合関係者との調整(開催案内の送付、参加者取りまとめ、問い合わせ対応等)を行うこと。
- ・参加者数、参加するマンション数、属性について集計し、県に報告すること。また、県からの求めに応じて適宜参加状況を報告すること。
- ・開催の4週間前(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)までに会場レイアウト及び参加者の動線等を示した会場使用計画書を作成・提出し、県の承認を得ること。
- ・開催の2週間前(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)までに運営及び進行に係る実施計画書を作成・提出し、県の承認を得ること。

<当日>

- ・来場者の受付及び案内誘導、司会進行の対応等を行うこと。
- ・県が作成する設問項目・内容をもとに来場者に対しアンケートを実施すること。

<事後>

- ・開催後速やかにアンケート結果について集計を行い、県に提出すること。
- ・開催後速やかに当日の出席者について、人数、マンション数、属性別に集計し報告すること。

③アンケート調査の実施

セミナー&無料相談会の会場でのアンケートとは別に、県内分譲マンションの管理組合に対して、充電設備の導入意向等のアンケート調査を実施すること。アンケート調査は1回実施し、回答期間は2か月程度とすること。

ア 調査項目

県と協議の上決定すること。

イ 調査方法

- ・アンケート書面は「6 委託内容(1)②エ 案内・参加者受付」の案内を送付する封筒に同封して送付すること。
- ・印刷等にかかる経費は受託者が負担すること。
- ・アンケートはWeb方式による回答も可能とし、回答の入力フォームのページへアクセスするための二次元バーコードをアンケート書面に記載すること。

ウ 調査時期

令和8年7月から9月頃まで

エ 調査対象

- ・「6 委託内容 ② エ 案内・参加者受付」の案内送付先に同じ。

オ アンケート結果の集計

- ・調査終了後速やかにアンケート結果について集計を行うこと。また、回答があったマンション管理組合リストを作成し、アンケート回答内容の詳細をエクセルデータで集計すること。なお、アンケート調査期間中においても、県からの求めに応じて随時、集計過程のデータ及び結果を提供すること。

④先行導入事例調査・報告書の作成

マンション管理会社の協力のもと、既に充電設備を導入している県内マンションの導入事例を調査し、収集した情報を報告書としてまとめること。

また、報告書から内容を抜粋し、「6 委託内容(1)①既築分譲マンションへの充電設備導入に向けて必要な情報をまとめたリーフレットの制作」で作成するリーフレットに掲載すること。

(2) 充電設備導入促進マンションアドバイザー派遣事業

分譲マンションへの電気自動車等用の充電設備の設置に向けて、その必要性・情報提供・アドバイスを行うマンション管理士等の専門家(アドバイザー)をマンション管理組合、マンション管理会社等に派遣し、伴走型の導入支援を実施する。

ア 派遣対象

- ・マンション管理組合
- ・マンション管理会社
- ・分譲マンション関係団体、関係者 等

イ 派遣回数

最大で 25 回

7 書類等の提出

(1) 受託者は、契約確定の日から 1 週間以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、次の書類を提出し、県の承認を得ること。

- ・委託着手届
- ・業務計画書

(2) 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出すること。

- ・委託完了届
- ・納品書

8 成果品及び提出部数

- ・報告書 2 部
- ・上記の電子データ 一式

9 再委託の取扱い

受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。また、再委託する場合には、事前に県の承諾を得るものとし、この仕様に定める事項については、再委託先においても受託者と同様に遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関し一切の責任を負う。

10 秘密の保持

(1) 受託者は、本委託において、業務上知り得た秘密を県の承諾を得ないで第三者に漏洩してはならない。

(2) 受託者は、本委託において、業務上知り得た一切の事実又は情報（個人情報を含む。）を、本契約以外の目的には使用しないこと。また、受託者内部の業務関係者以外に開示しないこと。

(3) 受託者が秘密保持義務に違反して、県が損害を被った場合、受託者は県が被った損害額を補償する。

11 成果物の帰属関係等

(1) 受託者が本業務の履行に当たり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利

を含む。) 等知的財産権についての権利は、県に帰属する。

- (2) 新規著作物中に、受託者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれる場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受託者は県によるこれらの著作物利用（二次利用含む。）に支障及び費用が発生しないよう必要な措置をとるものとする。

12 貸与品等

- (1) 県は、本委託の履行にあたって必要と認めるときは、受託者に対して、業務に必要とする物品の貸与等を行うものとする。
- (2) 県が貸与等した物品（以下「貸与品等」という。）については、万全の注意を持って保管し、資料の内容は第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、貸与品等について適正に保管及び管理するとともに、情報等の保護については万全の措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、貸与品等を委託内容の履行目的以外に使用してはならない。
- (5) 受託者は、貸与されたデータ等を県に無断で複製してはならない。
- (6) 受託者は、本業務終了時に貸与品等を県に返還すること。なお、履行期間中であっても、貸与品等について県から返還の指示があった場合、あるいは必要がなくなった場合は、速やかに返還しなければならない。

13 賠償責任

- (1) 受託者は、委託業務に関し、その責めに帰すべき故意又は重大な過失により県に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務に関し、その責めに帰すべき故意又は重大な過失により第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

14 その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、県と協議又は確認を行うこと。

15 担当

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課普及班

電話086-226-7297